

地方公共団体からの相談事例集

平成 19 年 6 月

公正取引委員会事務総局

目 次

〔公益事業 1〕

〔補助金・助成金の交付方法〕

1 家庭用コージェネレーション購入に係る補助金給付について	1 頁
-------------------------------	-----

〔公益事業 2〕

〔営業区域の指定〕

2 し尿処理汲み取り業について、市内の営業区域ごとに一事業者を指定することについて	3 頁
---	-----

〔公益事業 3〕

〔補助金・助成金の交付方法〕

3 木造住宅耐震診断に係る助成金制度について	5 頁
------------------------	-----

〔卸・小売 1〕

〔一般の商品・サービスの価格に対する指導〕

4 市によるごみ袋の小売価格の統一に係る行政指導について	7 頁
------------------------------	-----

〔卸・小売 2〕

〔一般の商品・サービスの価格に対する指導〕

5 市による灯油の小売価格の統一に係る行政指導について	9 頁
-----------------------------	-----

〔卸・小売 3〕

〔表示に関する認定制度の導入〕

6 県による価格表示を推奨するための認定制度の策定等について	11 頁
--------------------------------	------

〔医療・福祉・介護 1〕

〔補助金・助成金の交付方法〕

7 市が、助成金の交付対象とする鍼灸マッサージの施術料金を一律に決定する行為について	13 頁
--	------

〔医療・福祉・介護 2〕

〔補助金・助成金の交付方法〕

8 福祉用具（電動ベッド）のレンタルに係る助成及び価格指導について	15 頁
-----------------------------------	------

〔医療・福祉・介護 3〕

〔行政サービスの料金設定〕

9 予防接種の料金を県内で統一することについて	17 頁
-------------------------	------

〔医療・福祉・介護4〕

〔サービス提供主体の一元化〕

10 外出介護サービスの提供を特定のNPO法人に一元化することについて…………… 20頁

〔環境1〕

〔営業方法の指導〕

11 県が事業者と営業時間短縮に係る協定を結ぶことについて…………… 22頁

〔環境2〕

〔公共調達の方法〕

12 市が市営住宅建設に使用する木材を特定の森林認証を受けた事業者の供給するものに限定する行為について…………… 24頁

〔環境3〕

〔公共調達の方法〕

13 県が発注する工事について使用する資材を限定する行為について…………… 26頁

〔公益事業1〕

〔補助金・助成金の交付方法〕

1 家庭用コージェネレーション¹購入に係る補助金給付について

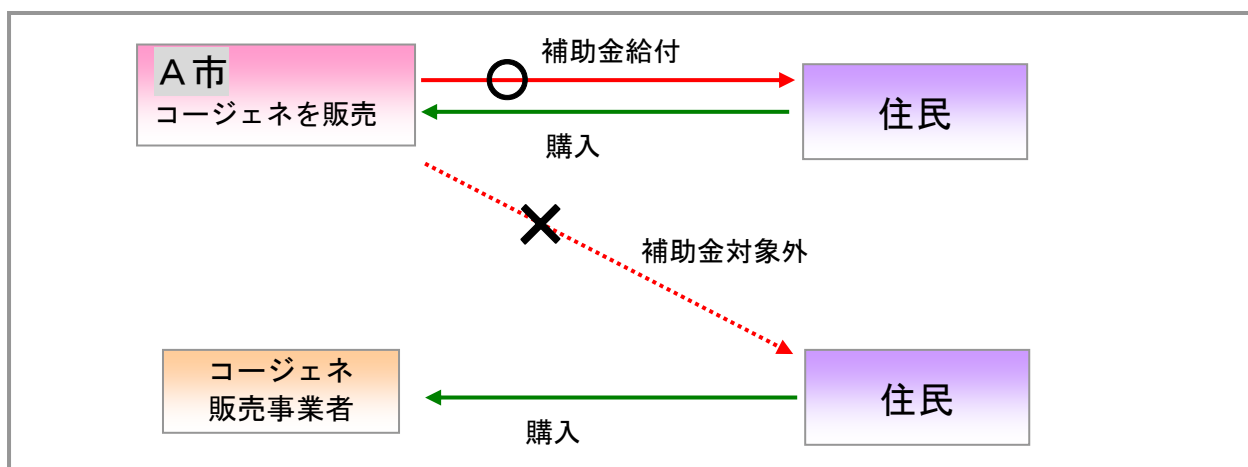
一般ガス事業（いわゆる都市ガス事業）を営む市が、家庭用コージェネレーション（以下「コージェネ」という。）の普及・促進のため、市からコージェネを購入する一般消費者に限って、コージェネ購入に係る補助金を給付することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

1 相談の要旨

A市では、都市ガス事業を営むとともに、都市ガス用のコージェネを販売している。都市ガス用のコージェネの販売は、A市以外の民間の事業者も行っている。このような状況の下、今般、A市は、地球温暖化対策の一環としてコージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する一般消費者に対して補助金を給付することを検討している。ついては、当該補助金の給付対象者をA市からコージェネを購入する都市ガス利用者に限定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

（1）本施策は、コージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する一般消費者に対して補



助金を給付するものである。

（2）市が補助金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのようにするかは、基本的には、当該補助金の政策目的に基づく市の判断にゆだねられている。しかし、補助金の制度設計や運用の方法によって、特定の事業者が著しく有利な競争条件を有することとなる場合は、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービスの面で市民に不利益を与えることとなることから、競争政策上望ましくない。

（3）A市は、本補助金の給付対象者をA市からコージェネを購入する都市ガス利用者に限定することとしている。しかしながら、A市においてコージェネの販売事業を営んでいる者として、A市

¹ ガスや石油等を燃料として、熱と電気とを同時に供給する熱・電併給システム。ガスエンジンなどの原動機を使い発電を行いながら、同時に発生する廃熱を給湯や暖房に利用するため、電気と熱を別々に生成するよりもエネルギー効率が良く、環境負荷が小さい。

のほかに民間の販売業者が存在するところ、このような中で、補助金の対象をA市からコージェネを購入する者に限定し、民間事業者から購入する者を対象から除外する場合には、コージェネの販売に関して、A市がコージェネ販売事業者に比べて著しく有利となり、コージェネ販売市場における競争をゆがめることになる。一方、A市が環境負荷軽減の目的からコージェネの普及・促進のために補助金を給付するに当たり、その対象範囲を上記のとおりA市からコージェネを購入する者に限定する理由・必要性も示されていない。

- (4) また、A市はコージェネ販売事業を営んでいることから、当該事業に関しては独占禁止法上の「事業者」に当たる。A市は、補助金の支給対象をA市からコージェネを購入した一般消費者に限定していることから、本件においては、A市は、コージェネを一般消費者に対して、当該補助金の額を値引きした価格で販売しているとみるのが適当である。したがって、A市のコージェネ販売価格から補助金の額を差し引いた金額がA市のコージェネの供給に要する費用を著しく下回っている場合には、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれもあると考えられる（独占禁止法第19条、一般指定第6項）。

3 結論

コージェネ販売事業を営む市が、合理的な理由なく、市からコージェネを購入する一般消費者に限って、コージェネ購入に係る補助金を給付することは、市と競争関係にあるコージェネ販売事業者との間の競争をゆがめるものであり、競争政策上望ましいものではなく、独占禁止法上問題となるおそれもある。

〔公益事業2〕

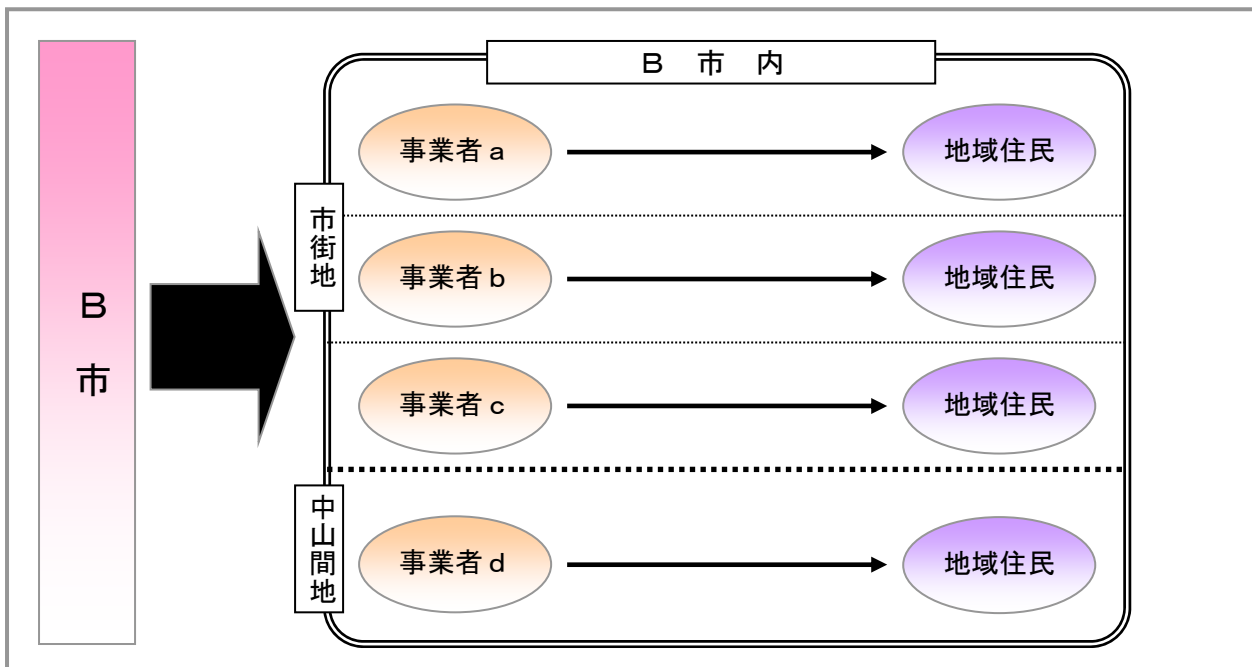
〔営業区域の指定〕

2 し尿処理汲み取り業について、市内の営業区域ごとに一事業者を指定することについて

市内のし尿汲み取りサービスが地域によって格差があることから、市が市内全域を営業区域ごとに分割し、一営業区域ごとに一事業者を指定することについて、区域の指定をすること自体は問題ないが、競争政策上は競争ができる限り維持されるような方法を探ることが望ましい。

1 相談の要旨

- (1) B市は人口が集中している市街地と過疎化が進んでいる中山間地域から形成されている。
- (2) B市内のし尿汲み取り業務は、市の許可を受けた複数のし尿汲み取り業者（以下「事業者」という。）によって行われており、また、各事業者は市から営業区域の指定は受けておらず、市内のどこでも自由に業を行うことができ、料金は各事業者がそれぞれ決めている。しかしながら、住民が集中している市街地では移送コストが低いため、事業者が複数存在し、し尿汲み取りサービスは滞りなく行われている一方、住民の過疎化が進んでいる中山間地域では相対的に割に合わないことから、事業者が積極的に業務を行わないため、中山間地域の住民はし尿汲み取りに係る安定的なサービスを楽しむことができない状況にある。
- (3) このため、B市では、市内全域における安定的なサービスを確保し、事業者の責任を明確にするため、市内全域を営業区域ごとに分割し、一営業区域ごとに一事業者を指定したいと考えているが、このことについて競争政策上問題はないか。



- (4) なお、廃棄物処理法では、し尿汲み取り業務は、市が直営で行う場合のほか、B市のように管轄する市町村の許可を受けた事業者が行う場合があり、市町村が事業者に許可する際には、収集を行うことができる区域を定め、生活環境の保全上必要な条件を付けられるようになっている。また、同法では、これらの事業者は、市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手

数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないことになっている。

2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、B市内のし尿汲み取り業務について、現在、満足の一部サービスを享受できていない中山間地域の住民が満足の一部サービスを享受することを可能とするために、市内全域を営業区域ごとに分割し、一営業区域ごとに一事業者を指定するものである。
- (2) 市は、法令に基づいて、し尿汲み取り業務を事業者に許可する際に、事業者の営業区域を定めることができる。しかし、市が政策目的を達成するために、事業者の営業区域を決めるに当たって、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない代替的な方法がある場合には、そうした方法を採用することが、競争政策上望ましく、市民にとっても価格やサービスの面で利益となる。
- (3) B市が、本施策の目的を達成するために、事業者が複数存在し、かつ、安定的なサービスの供給が実現されている市街地においてまで、営業区域を分割し、当該区域の事業者を一社に限定する場合には、事業者間の競争が失われ、各事業者による価格引下げやサービス向上のインセンティブが失われることになる。
- (4) したがって、B市がし尿汲み取り業務について、現在、満足の一部サービスを享受できていない中山間地域の住民が満足の一部サービスを享受することを可能とするためには、例えば、当該中山間地域についてのみ営業区域を決めて事業者を指定するといった、事業者間の競争ができる限り維持されるような方法を採用することが望ましいと考えられる。

3 結論

市が、し尿汲み取り業務について、営業区域を定め、それぞれの区域の事業者を指定する場合であっても、競争政策上は、例えば、住民が満足の一部サービスを享受できていない中山間地域についてのみ営業区域を決めるといったように、事業者間の競争ができる限り維持されるような方法を採用し、価格引下げやサービス向上のインセンティブが失われないようにすることが望ましい。

〔公益事業3〕

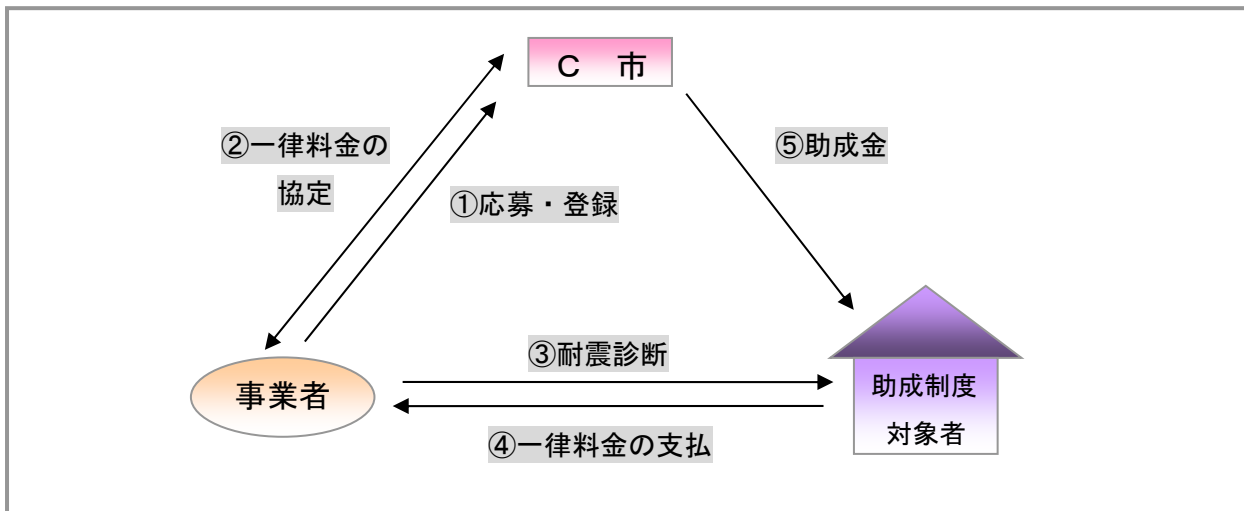
〔補助金・助成金の交付方法〕

3 木造住宅耐震診断に係る助成金制度について

市が木造住宅耐震診断を受けようとする者に助成金を交付する際、耐震診断する事業者をあらかじめ募集し、診断料金の一部を助成金として交付するに当たって、市が診断料を一律に定めることは、事業者による価格引下げによるインセンティブが失われる一方、他のより競争制限的でない方法もあることから、競争政策上望ましくない。

1 相談の要旨

C市では、木造住宅の耐震診断を奨励するため、耐震診断に係る費用の一部を助成する制度を計画している。市は耐震診断を行う事業者を募集し、診断料金を一律に設定して事業者と料金協定を結び、その料金の一部を助成金として診断を受けた者に交付したいと考えている。市が耐震診断の料金を一律に定めることは、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、木造住宅の耐震診断を奨励するため、C市が、耐震診断を行う事業者を募集し、診断料金を一律に設定して事業者と料金協定を結び、その一部を助成金として診断を受けた者に交付するものである。
- (2) 市が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのようにするかは、基本的には、当該助成金の政策目的に基づく、市の判断にゆだねられている。しかし、当該政策目的を達成するために助成金を支給する場合に、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない支給方法がある場合には、そのような方法を採用することが競争政策上望ましい。
- (3) C市が助成金の対象となる耐震診断料金を一律に決める場合には、事業者による価格引下げのインセンティブが失われることとなる一方、木造住宅の耐震診断を奨励するためには、助成金の上限又は助成金の対象となる診断料金の上限を決定することなどにとどめ、診断料金自体は事業者自らの判断で決定するといった、より競争制限的でない方法も考えられる。
- (4) したがって、C市が耐震診断料金の一部を助成する際に、当該診断料金を一律に定めることは、他により競争制限的でない方法もあり、また、そうした方法の方が市民にとってより利益になる

と考えられることから、競争政策上望ましくない。

3 結論

市が、助成金の対象となる木造住宅耐震診断の料金を一律に定めることは、事業者による価格引下げによるインセンティブが失われる一方、他のより競争制限的でない方法もあることから、木造住宅の耐震診断を奨励するという目的に照らして適切かつ必要最小限とはいえず、競争政策上望ましくない。

〔卸・小売1〕

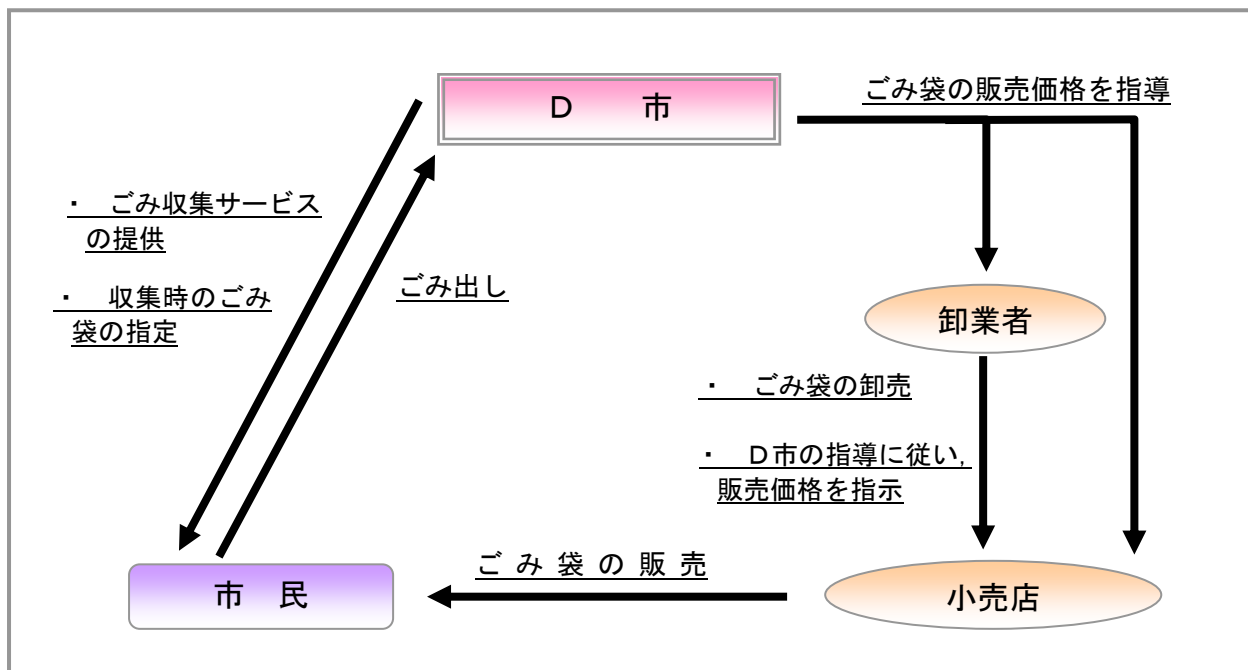
〔一般の商品・サービスの価格に対する指導〕

4 市によるごみ袋の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、一般の商品として流通しているごみ袋について、市民の負担を平準化するために、卸売業者を通じて、又は直接小売店に対して、一定価格で販売するよう指導することは、小売店によるごみ袋の価格引下げのインセンティブが失われるばかりでなく、卸売業者又は小売業者による独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあるので、独占禁止法上問題である。

1 相談の要旨

D市は、ごみの収集に当たり、D市指定の規格を満たすごみ袋を使用することを義務づけているところ、市民の負担を平準化するとの見地から、既に一般商品として流通しているD市指定のごみ袋の小売価格を統一させることを検討している。具体的には、卸売業者を通じて、あるいは小売店に対して直接一定の価格水準、価格帯等を示すなどして、ごみ袋を一定価格で販売させることを考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、D市指定のごみ袋を使用する市民の負担を平準化するために、当該ごみ袋の小売価格を一定にするものである。
- (2) D市指定のごみ袋の価格は、卸売業者、小売店等が自主的に設定しており、事業者は、価格引下げを行うことなどを自由に決定することができる。行政機関が法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導を行うことにより公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げのインセンティブが失われることになるため、このような弊害が生じることをないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成6年6月））。

- (3) D市が市指定のごみ袋を一定価格で販売するよう指導すると、小売店等による当該ごみ袋の価格引下げのインセンティブが失われ、その結果、指定のごみ袋を取り扱うメーカー間、卸売業者間及び小売店間の競争を通じた価格低下によって市民の負担が軽減される可能性がなくなるおそれがある。
- (4) 指定ごみ袋が一般の商品として流通しているにもかかわらず、D市が卸売業者を通じて小売価格の指導を行うことにより、卸売業者による再販売価格維持行為が誘発される場合には、独占禁止法上問題となる。また、D市が各小売店に対して直接、小売価格を統一すべく、一定の価格水準、価格帯等を示すなどして行政指導を行う場合に、これを契機として、小売店間において、当該行政指導で示された価格を目安とする等して価格を共同して決定²することとなれば、小売業者が独占禁止法に違反することとなるおそれがある。

3 結論

市が、市指定のごみ袋の価格を指定すると、小売店等による当該ごみ袋の価格引下げのインセンティブが失われ、市民の負担軽減につながらないおそれがあるばかりでなく、事業者による独占禁止法違反行為を誘発するおそれもあることから、D市がごみ袋の小売価格の統一に係る行政指導をすることは、独占禁止法上問題である。

² 「決定」とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる。

〔卸・小売２〕

〔一般の商品・サービスの価格に対する指導〕

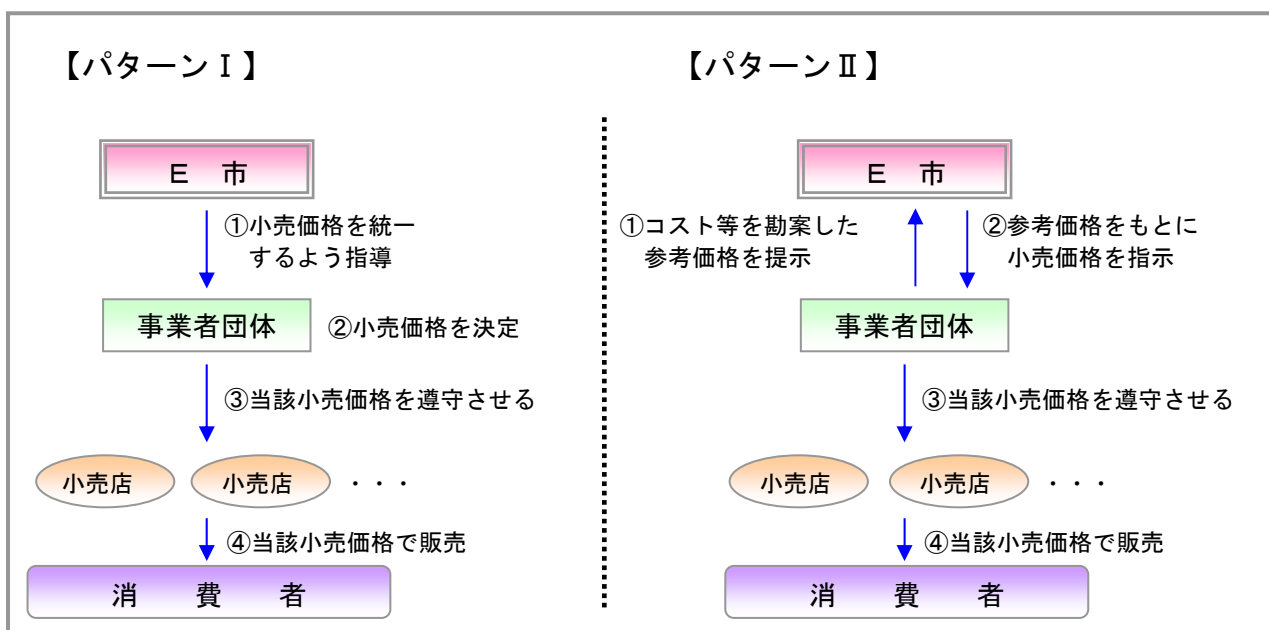
5 市による灯油の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、事業者団体を通じて市内の小売業者に対し灯油について統一価格で販売するように行政指導を行うことは、小売業者による独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあること等から独占禁止法上問題である。

1 相談の要旨

E市は、市民から、市内の灯油の価格が小売店によって多様であることから、高い店で買ってしまったという苦情が寄せられている。このため、E市では、小売店によって灯油の小売価格が異なることのないよう、以下のような2つの対策案を検討しているが、それぞれ独占禁止法上及び競争政策上の問題はないか。

- ① E市内の灯油小売業者全社が加盟している事業者団体に要請し、E市内で販売される灯油の小売価格を決めさせ、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅠ）。
- ② ①と異なり、灯油の小売価格を上記事業者団体に決めさせるのではなく、上記事業者団体からコスト等を勘案した参考価格を提示させたいうえ、この参考価格をもとにE市において小売価格を決定し、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅡ）。



2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、灯油の小売価格が多様であることによる市民の不公平感を払拭するために、各小売店の販売価格を統一させるものである。
- (2) 灯油の小売価格は、小売店が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。行政機関が法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導を行うことにより、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービスの向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることの

ないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成6年6月））。

- (3) パターンⅠ及びパターンⅡはいずれも、本来小売業者が重要な競争手段として自由に決定すべき小売価格の統一化を図り、灯油小売業者全社が加盟する事業者団体を通じて各小売業者に当該小売価格を遵守させようとするものであり、当該事業者団体が独占禁止法違反（独占禁止法第8条第1項第1号、同第4号）となるおそれが極めて強い。
- (4) 本施策は、小売価格が店によって多様であることに対する市民からの苦情に応えるためのものであるとしている。しかし、公正かつ自由な競争の結果として小売店ごとに販売価格が異なることは、このような競争がなく価格が統一されている場合よりも消費者の利益に資するものである。したがって、小売店間で販売価格が異なることについて市民から苦情がある場合には、以上の点を市民に説明することが望ましい。また、E市が小売店に対して、価格表示を適正に行うことを促すための措置を採るという方法も考えられる。

3 結論

市が灯油の小売価格の統一化を図るために、全小売業者が加盟する事業者団体を通じて、各小売業者に対し、市が決定した販売価格又は当該事業者団体が決定した販売価格を遵守させることは、E市内における灯油小売業者間の価格競争を失わせるものであり、競争政策上の問題があるのみならず、当該事業者団体が独占禁止法違反行為に問われるおそれが極めて強いものであることから、市がこのような行政指導を行うことは独占禁止法上問題である。

〔卸・小売3〕

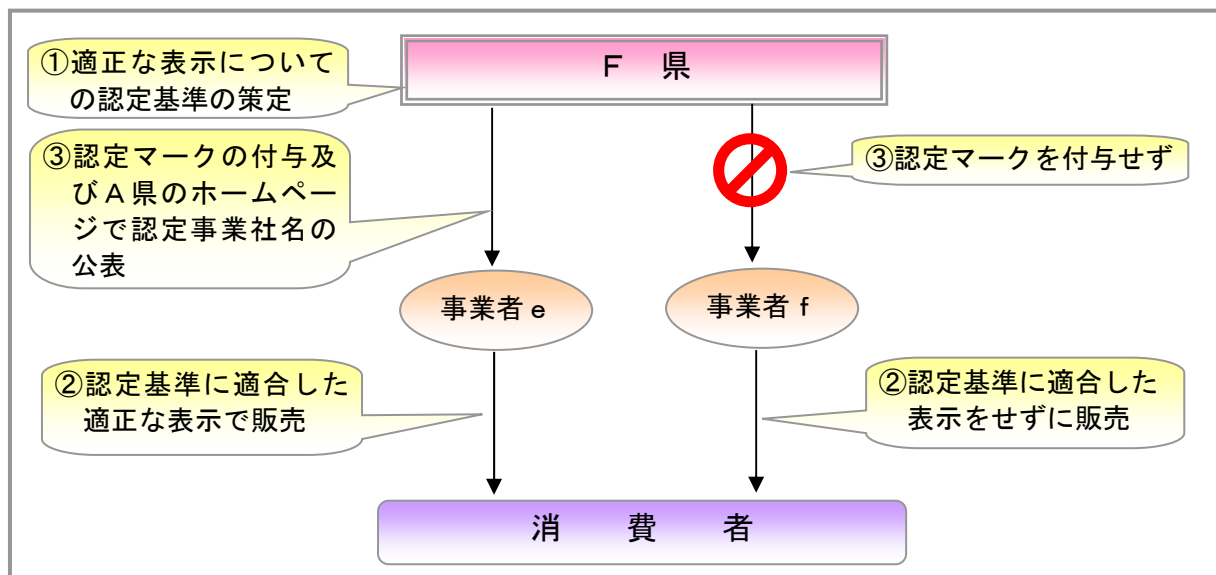
〔表示に関する認定制度の導入〕

6 価格表示を推奨するための県による認定制度の策定等について

県が、販売価格の表示の適正化を推進するため、価格表示を適正に行っている事業者を認定事業者として認定マークを付与し店名を公表することは、直ちに独占禁止法上及び競争政策上の問題を生じさせるものではない。

1 相談の要旨

F県では、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、県内の石油小売業者を対象に、販売価格の表示に関する認定基準を策定し、当該基準に適合する事業者を認定事業者として認定マークを付与し、店名を公表していくことを検討しているが、この施策について独占禁止法上及び競争政策上の問題はないか。



2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推奨するために、価格表示が適正である事業者に、F県が認定マークを付与し、店名を公表するものである。
- (2) ガソリンスタンド店頭での価格表示が適正になされれば、各ガソリンスタンドでのガソリン価格が消費者に正確に伝わることによって、消費者の利便性が高まるとともに、ガソリンスタンド間の競争の促進にも資することとなる。
- (3) したがって、F県が、ガソリンスタンドの店頭における価格表示の適正化を促すために、価格の表示方法について認定基準を策定し、当該基準に適合する事業者を認定事業者として認定マークを付与し、店名を公表することは、認定基準が適正な表示を実現する上で適切なものであって、特定の小売店にとって著しく有利又は著しく不利である等の内容でない限り、独占禁止法上及び競争政策上の問題を生じさせるものではない。

3 結論

県が、価格表示を適正に行っていると認める事業者に認定マークを付与し店名を公表することは、

認定基準が適正な表示を実現する上で適切なものであって、特定の小売店にとって著しく有利又は著しく不利である等の内容でない限り、直ちに独占禁止法上及び競争政策上の問題を生じさせるものではない。

〔医療・福祉・介護1〕

〔補助金・助成金の交付方法〕

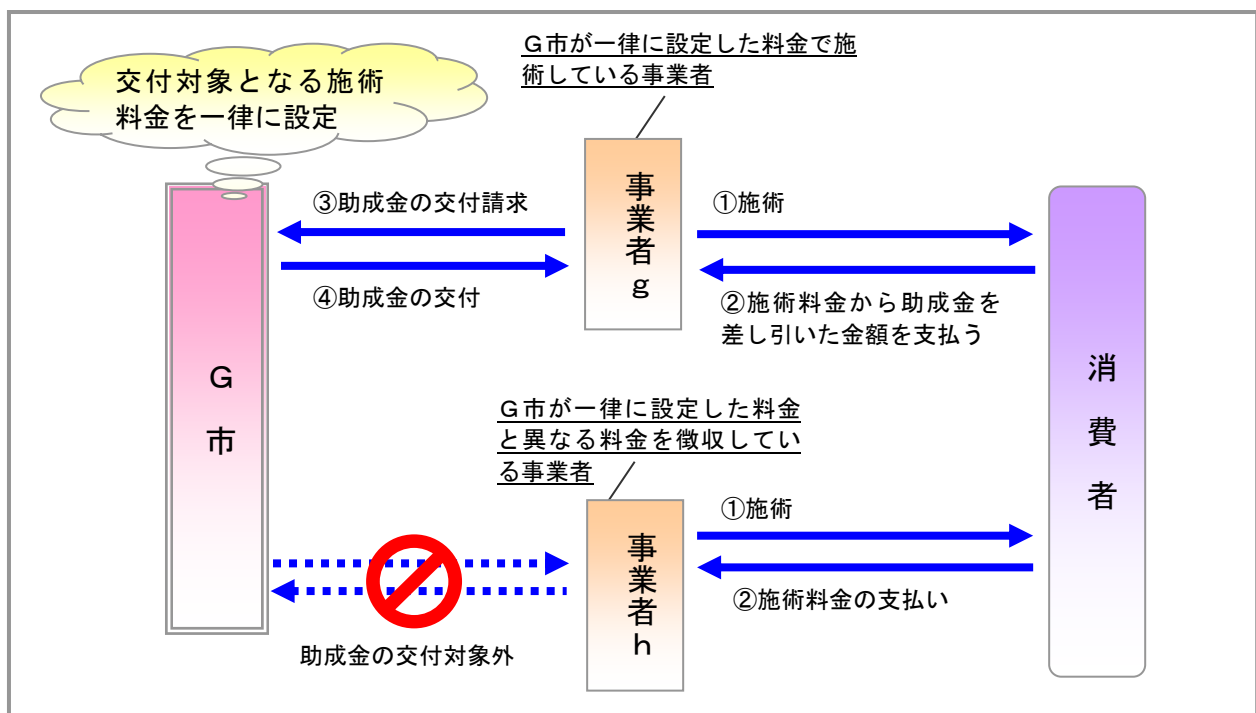
7 市が、助成金の交付対象とする鍼灸マッサージについて、施術料金を一律に決定する行為について

市が、鍼灸マッサージの利用について市民に助成金を交付するに際して、助成金交付の対象となる施術料金を一律に決定することは、事業者による価格引下げのインセンティブが失われる一方、他のより競争制限的でない方法もあることから、競争政策上望ましくない。

1 相談の要旨

(1) 鍼灸マッサージは原則として国民健康保険の対象外であるが、G市は、従来から、市の事業として、国民健康保険の加入者であるG市民が鍼灸マッサージを利用する場合、利用者ごとに助成金を交付する施策を行っている。G市においては、鍼灸マッサージを利用する者のほとんどが本助成制度を利用している。

G市では、この施策の実施に当たり、これまで助成を行う場合の施術料金及び助成額を一律に定めていた。しかし、最近では、助成の対象とされる施術について、市が定めた施術料金以外に「技術料」等の付加的な料金が徴収されるケースが現れ、住民から、①料金が高い、②料金が不明瞭である、等の苦情や改善要望が寄せられるようになった。



(2) このため、G市では、財政的な負担を増やさずに①及び②の問題を解消するため、付加料金について何の定めも置いていない現在の制度を改め、助成の対象となる付加料金込みの施術料金を一律に定めることを検討しているが、このことについて独占禁止法上及び競争政策上問題はないか。

なお、当該付加料金込みの施術料金を決定するにあたっては、G市における標準的な施術料金の水準等を勘案し、専らG市の政策的判断により決定することを予定しており、鍼灸マッサージ師の事業者団体等を当該料金の決定の過程に関与させることは予定していない。

(3) また、助成金は、鍼灸マッサージ師がG市に対して請求を行い、G市から鍼灸マッサージ師に交付されることとされているが、鍼灸マッサージ師の事務負担の軽減のため、G市の鍼灸師会の会員については、同会に委任状を提出することにより、同会の会長が一括してG市に請求する方法が検討されている。

2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、財政上の制約がある中、国民健康保険の加入者であるG市民が鍼灸マッサージを利用する際の負担軽減等を図るために、助成制度の対象となる施術料金を一律に定めるものである。
- (2) 市が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのようにするかは、基本的には、当該助成金の政策目的に基づく市の判断にゆだねられている。しかし、当該政策目的を達成するために助成金を支給する場合に、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない支給方法がある場合には、そのような方法を採用することが競争政策上望ましい。
- (3) G市が、助成金の対象となる鍼灸マッサージの施術料金を決める場合には、事業者による価格引下げのインセンティブが失われることとなる一方、財政上の制約がある中で、鍼灸マッサージの利用者の負担軽減を図るためには、助成金の上限又は助成金の対象となる施術料金の上限を決定することなどにとどめ、鍼灸マッサージの施術料金を決定すること自体は事業者自らの判断で行うといった、より競争制限的でない方法も考えられる。
- (4) したがって、G市が鍼灸マッサージの利用者に助成金を支払う際に、鍼灸マッサージの施術料金を決定することは、他のより競争制限的でない方法もあり、また、そうした方法の方が市民にとってより利益になると考えられることから、競争政策上望ましくない。
- (5) また、助成金請求の方法について、鍼灸師会の会員の場合には、同会会長が一括して市に請求している点に関しては、同会会長の下に各会員の施術料金や顧客数、開業時間等の営業実態に関する情報が集まりやすいことから、当該状況を奇貨として独占禁止法違反行為が行われることのないよう注意する必要がある。

3 結論

市が、助成金の対象となる鍼灸マッサージの施術料金を決めることは、事業者による価格引下げのインセンティブが失われる一方、他のより競争制限的でない方法もあることから、財政上の制約がある中で、鍼灸マッサージの利用者の負担軽減を図るという目的に照らして適切かつ必要最小限とはいえ、競争政策上望ましくない。

また、助成金の支払に際して、鍼灸師会を関与させることについては、同会に情報が集積される状況を奇貨として、独占禁止法違反行為が行われることのないよう十分に注意する必要がある。

〔医療・福祉・介護2〕

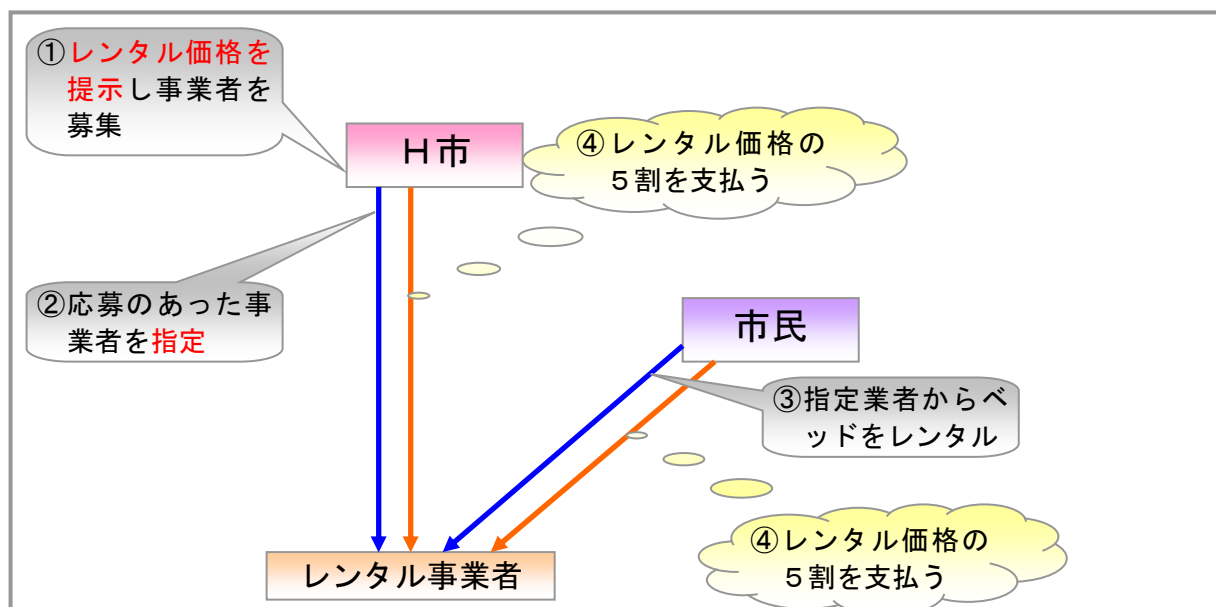
〔補助金・助成金の交付方法〕

8 福祉用具（電動ベッド）のレンタルに係る助成及び価格指導について

市が、市民の特殊寝台（電動ベッド）のレンタル費用の一部を助成するに際して、市が助成をする特殊寝台のレンタル価格を決定することは、事業者による価格引下げのインセンティブが失われる一方、他のより競争制限的でない方法もあることから、競争政策上望ましくない。

1 相談の要旨

- (1) H市では、平成18年度の介護保険法の制度改正により、軽度者に対する特殊寝台（電動ベッド）のレンタルが介護保険の給付の対象から外れたことに伴い、制度改正以前から利用していた住民に特殊寝台のレンタル費用の一部を助成することを検討している。
- (2) 従来介護保険制度の下で請求されていたレンタル価格はみな極めて高額であることから、限られた予算の中、低所得者でも利用しやすい制度にしたいため、助成制度の仕組みとして、①H市で特殊寝台のレンタル額を決定し、その額のうち一定額（5割を想定）の助成を行うこととし、②このレンタル価格でサービスを提供してくれる事業者をH市が募り、H市において助成制度の適用対象となるレンタル事業者を指定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。
- (3) なお、市が低所得者にも利用しやすいようなレンタル価格を設定することにより、一般レンタル額や介護保険に請求されている額が低下する波及効果も期待できるものと考えている。また、レンタル価格の決定方法に関し、H市における特殊寝台のレンタル価格は、事業者からのヒアリング等を参考に設定したいと考えている。



2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、制度改正前から特殊寝台を利用していた住民に引き続き特殊寝台を使用しやすくす

るために、特殊寝台のレンタル費用の一部を助成する制度を設けるものである。

- (2) 市が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのように設定するかは、基本的には、当該助成金の政策目的に基づく市の判断にゆだねられている。しかし、当該政策目的を達成するために助成金を支給するに当たって、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない支給方法がある場合には、そのような方法を採用することが競争政策上望ましい。
- (3) H市が、助成金の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決定する場合には、事業者による価格引下げのインセンティブが失われる一方、限られた予算の中で、低所得者でも利用しやすい制度にするためには、助成金の上限を決める又は助成金の対象となるレンタル価格の上限を決めることなどにとどめ、特殊寝台のレンタル価格を決定すること自体は事業者自らの判断で行うといった、より競争制限的でない方法も考えられる。
- (4) したがって、H市が特殊寝台のレンタル費用の一部を助成する際に、レンタル価格を決定することは、他のより競争制限的でない方法もあり、また、そうした方法の方が市民にとってより利益になると考えられることから、競争政策上望ましくない。

3 結論

市が、助成金の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決めることは、事業者による価格引下げのインセンティブが失われる一方、他のより競争制限的でない方法もあることから、財政上の制約がある中で、特殊寝台の利用者の負担軽減を図るという目的に照らして適切かつ必要最小限とはいええず、競争政策上望ましくない。

〔医療・福祉・介護3〕

〔行政サービスの料金設定〕

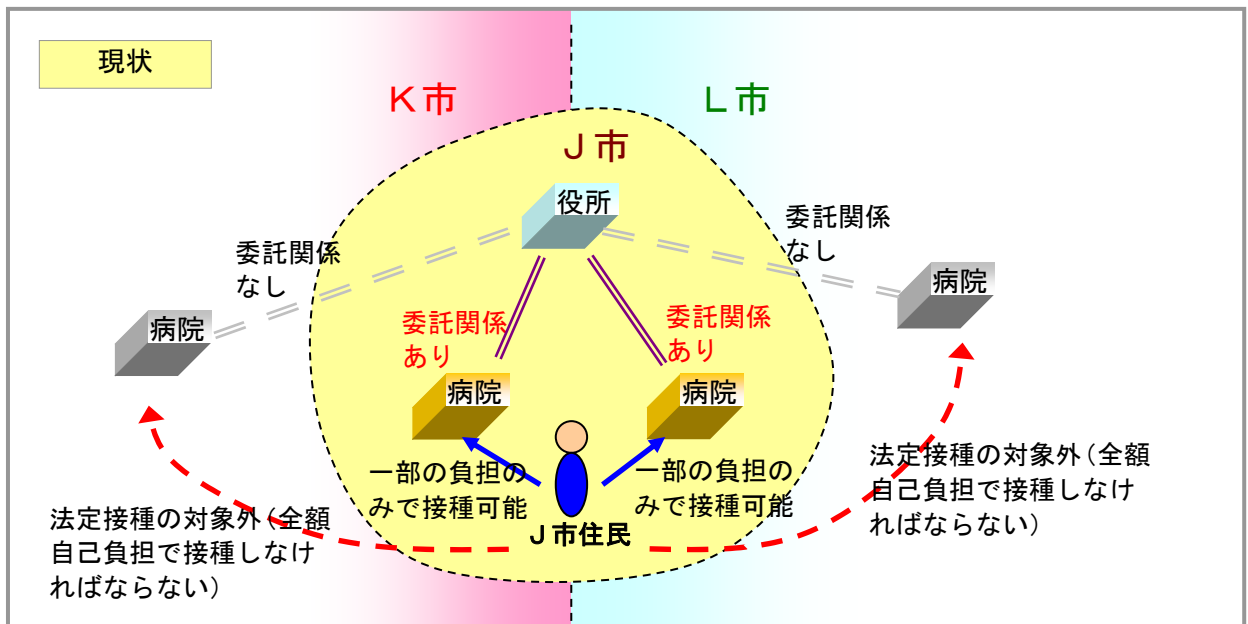
9 予防接種の料金を県内で統一することについて

各市町村が実施するインフルエンザの予防接種について、それぞれの住民が居住地の外でも接種を受けることを容易にする目的で、県内の市町村の予防接種料金を統一することは、他のより競争制限的でない方法もあることから、競争政策上望ましくない。

1 相談の要旨

(1) 市町村長が65歳以上の住民に対してインフルエンザの予防接種を行うことは、予防接種法によって義務付けられている（このように予防接種法に基づいて市町村長が実施する予防接種のことを「法定接種」という。）。

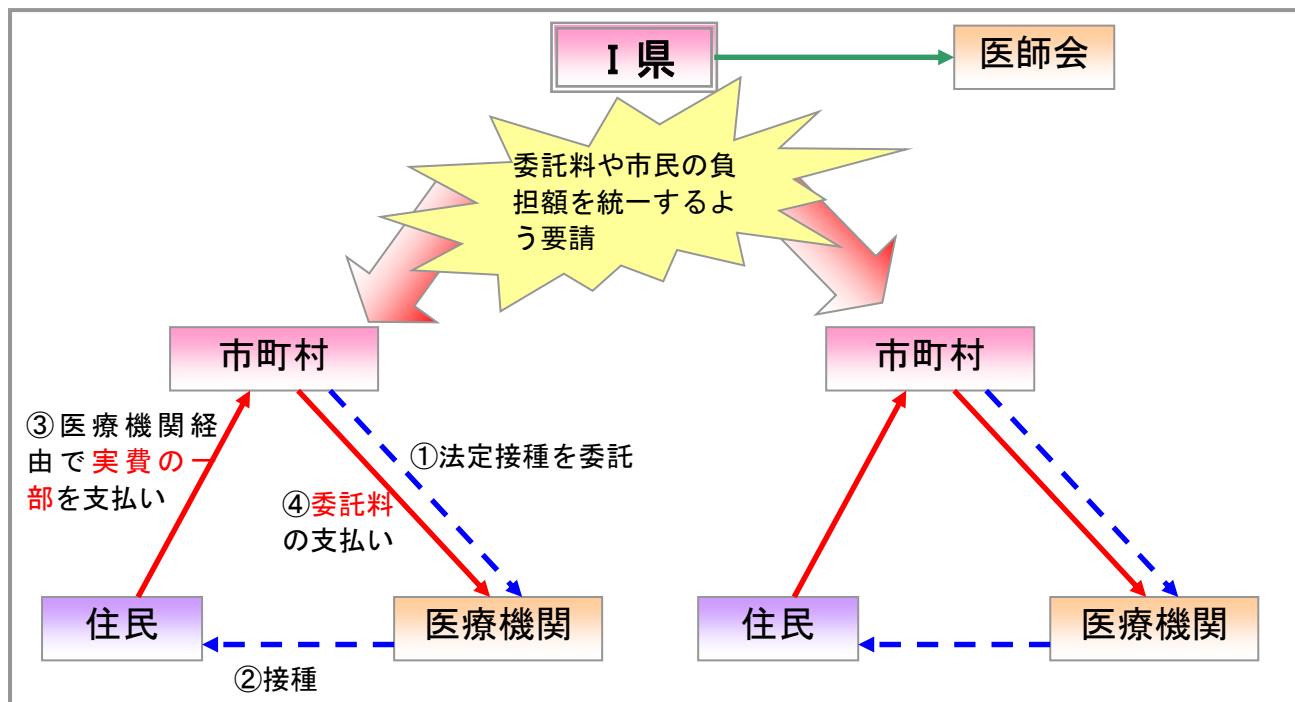
(2) 現在、I県内の各市町村は、法定接種の実施をそれぞれの市町村内にある病院に委託している。したがって、住民が、他の市町村に所在する病院で法定接種を受けることができない仕組みになっている（例えば、J市民がK市にあるB病院で法定接種を受けたくても、K病院は委託関係のないJ市から委託費用を受け取ることができないため、その場合は、J市民の全額自己負担になる。）。このような現状に対して、住んでいる市町村にかかりつけの病院がないなどの理由で、他市町村でも法定接種が受けられるようにしてほしいとの住民の要望が各市町村に寄せられている。



(3) I県及び各市町村では、このような住民のニーズに応え、I県内の医療機関であればどこでも法定接種を受けられる体制を整えることを考えている。しかし、現在、市町村によって病院への委託金額や本人の一部負担の有無、ワクチンの購入方法等、法定接種に係る会計がバラバラであり、このような中、上記体制を整えようとするれば、各医療機関にとっては、全市町村から患者が来ることになるため、役場との間の決済処理や病院窓口での患者とのやり取りなど事務手続が煩雑になり、時間がかかったりミスが発生したりすることが懸念される。

(4) このような事情により、インフルエンザの法定接種に関する委託料及び本人負担額は市町村間で統一することが好ましいことから、I県では、県内の市町村に対して、医療機関に対する委託

料及び本人負担額を提示し、この金額で法定接種を行うことを要請したいと考えている。また、具体的な金額の設定に当たっては、各市町村及び県医師会と協議しながら進めたいと考えている。以上の取組みを実施することについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、市町村長が住民に対して行うインフルエンザの法定接種を、住民が居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関でも受けられるようにするため、インフルエンザの法定接種に関する委託料及び本人負担額を市町村間で統一するものである。
- (2) 一般に、法令上、市町村等の行政機関自らがそれぞれの住民に対して行うこととされている業務を外部に委託する場合には、その範囲内でいかなる内容をどのような方法で委託するかは、各行政機関の判断にゆだねられている。しかし、外部に委託するに当たり、競争に対する影響のない又は競争に対する影響がより少ない代替的な方法がある場合には、そのような方法を採用することが、競争政策上より望ましい。
- (3) 県内の市町村のインフルエンザの法定接種料金を統一する場合には、市町村によっては、住民が居住する市町村に所在する病院で法定接種を受ける際の予防接種料金が値上がりすることになる可能性がある。また、市町村間で法定接種料金が異なることによる各市町村の法定接種料金の引下げ努力が弱まることとなる。
- (4) 一方、住民が、居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関でも法定接種が受けられるようにするためには、例えば、住民が他の市町村の医療機関で予防接種を受けた場合、その医療機関が設定している予防接種料金の全額を住民がいったん全額を支払ってレシートを受け取り、住民が居住する市町村にそのレシートを提示すれば、市町村は市町村負担分を当該住民に支払うといった、他のより競争制限的でない方法も考えられる。
- (5) したがって、インフルエンザの法定接種を住民が居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関でも受けられるようにするため、インフルエンザの法定接種料金を市町村間で統一することは、他のより競争制限的でない方法もあり、また、そうした方法の方が市民にとってより利益に

なると考えられることから、競争政策上望ましくない。

3 結論

住民が法定接種を県内のどの市町村でも受けられるようにすることによって住民の利便性の向上を図る場合に、県内の各市町村間の法定接種料金を統一することは、他のより競争制限的でない方法もあることから、住民が居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関でも受けられるようにするという目的に照らして適切かつ必要最小限とはいえ、競争政策上望ましくない。

〔医療・福祉・介護4〕

〔サービス提供主体の一元化〕

10 外出介護サービスの提供を特定のNPO法人に一元化することについて

ガイドヘルプサービス（移動支援事業）における不適正事例の発生を防止する目的で、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、市内におけるガイドヘルプサービス提供者を当該NPO法人1社に集約することは、事業者間の競争を通じた価格引下げやサービス向上が期待できないこととなる一方、不適正な行為に対処する他のより競争制限的ではない方法もあることから、競争政策上望ましくない。

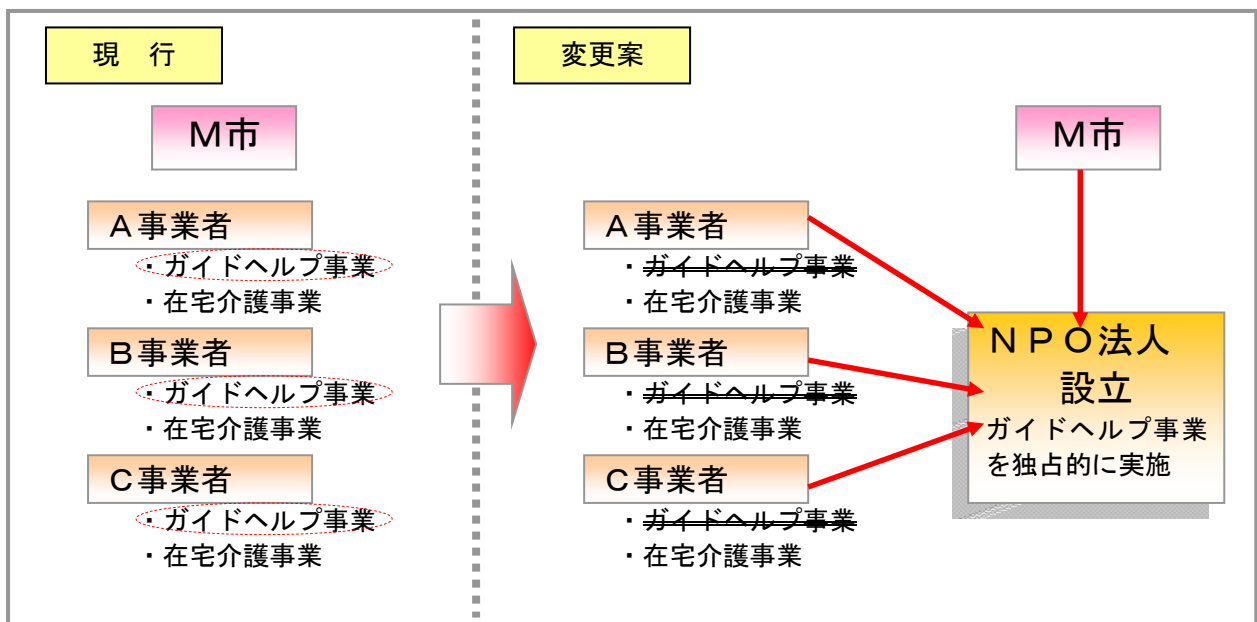
1 相談の要旨

ガイドヘルプサービス（移動支援事業）については、規制緩和の結果、社会福祉法人に加え、NPOや株式会社も行えることとなり、利用者の選択肢が広がった反面、利用者が望んでいないにもかかわらず無理やり外出させたり、月末、利用者に割り当てられた利用可能時間が余っている場合に上限近くまで時間を使い切ろうとするなど、金目当てのヘルパーによる問題行為が目立つようになった。このような不適正事例は、各事業者がヘルパーをきちんと監督していないために発生していると考えられる。

このため、M市では、30余りの事業者がガイドヘルプサービスを行う現在の枠組みを改め、①これら30余りのガイドヘルプ事業者とM市が共同してNPO法人を設立し（法人の理事には、各事業者の代表者が就任）、②各事業者に雇用されているヘルパーは、このNPO法人との間でヘルパーとしての雇用契約を締結し、③利用者は、従来の事業者ではなく、この新たに設立されるNPO法人と利用契約を締結し、当該NPO法人を通してのみヘルパーの派遣を受ける、という形態をとることを検討している。

なお、このため、既存の30余りの事業者にとっては、M市におけるガイドヘルプサービスの仕事を失うことになるが、いずれの事業者も在宅介護事業も併せて行っているため、倒産することはない。

このような対策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題はるか。



2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、ガイドヘルプ事業者による問題行為を未然に防止するため、従来、複数事業者が競争してきたM市におけるガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、当該NPO法人にこれを独占させようとするものである。
- (2) ガイドヘルプサービス事業は、社会福祉法人のほか、NPO法人や株式会社も行うことができる。行政機関が法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導を行うことにより、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービス向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある。
- (3) 市が、ガイドヘルプサービスを当該NPO法人のみに行わせる場合には、今後、M市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなり、事業者間の競争を通じた価格引下げやサービス向上が期待できないこととなる。
- (4) M市のガイドヘルプサービスの適正化という政策目的は、不適正な行為に対する監視を強化するとともに、不適正事例が見られた事業者に対して指定取消しなどの処分を行うといった、他のより競争制限的でない方法も考えられる。

3 結論

従来、複数事業者による競争が行われてきたガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、当該NPO法人のみに行わせることは、今後、市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなり、事業者間の競争を通じた価格引下げやサービス向上が期待できないこととなる一方、不適正な行為に対処する他のより競争制限的でない方法もあることから、ガイドヘルプ事業者による問題行為を未然に防止するという目的に照らして適切かつ必要最小限とはいえ、競争政策上望ましくない。

〔環境 1〕

〔営業方法の指導〕

11 県が事業者と営業時間短縮に係る協定を結ぶことについて

県が、地球温暖化対策の見地から、温室効果ガス排出量抑制のための取組として、24時間営業店舗を経営する事業者との間で、個別に営業時間短縮のための自主的な努力に係る協定を結ぶことは、合意の得られた事業者ごとに個々に締結されるものであることなどから、直ちに独占禁止法上問題となる行為を誘発するおそれはないが、協定の締結が契機となって、競争を回避する目的で事業者間で営業時間に関する調整が行われることがないよう十分に留意しながら運用に努めることが必要である。

1 相談の要旨

N県では、地球温暖化対策に関する意見を県民から募ったところ、深夜営業店の必要性について疑問の声が多数寄せられた。しかし、県が営業時間の短縮を内容とする営業規定を設けることは難しい。このため、現在検討中の条例案の中で、知事は、温室効果ガス排出抑制の観点から、24時間営業事業者等と、店舗の営業時間又は自動販売機の稼働時間の短縮等に関する協定を締結するよう努める旨の規定を設ける予定であるが、この案について独占禁止法上及び競争政策上の問題はあるか。

なお、合意の得られた事業者1社ごとに1本の協定を締結することを予定しており、事業者団体が協定の当事者となることや、1本の協定に複数の事業者が連名で協定の当事者となることはない。さらに、この協定は、温室効果ガス排出の抑制を目的としているので、営業時間の短縮が無理な場合でも、照明のエネルギーの効率化など、温暖化防止の取組みの協定を締結したり、この条例をきっかけに、温暖化対策について、各事業者との話合いの場を持つことができれば有意義であると考えている。

2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、温室効果ガス排出量の抑制を図るために、N県が24時間営業店舗を経営する事業者との間で、営業時間短縮のための協定を締結するものである。
- (2) 営業時間は小売店にとって重要な競争手段の一つであり、各事業者が自らの経営戦略の中で自主的に判断することができる。行政機関が、法令に具体的な規定がない営業時間（営業方法）に関する行政指導を行うことにより、営業時間（営業方法）に関する事業者の活動が不当に制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービスの向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある。一方、環境の保全等の社会公共的な目的への対処のために合理的に必要とされる営業時間等に関する自主的な基準を設定することは、需要者の利益を不当に害さないものであり、特定の事業者に対して差別的な内容のものでなく、かつ、自主規制等を利用又は遵守することを強制するものでない限り、原則として独占禁止法上問題とはならない。
- (3) N県が、24時間営業事業者等と締結する協定は、個別事業者ごとに合意の得られた相手方と個々に締結するものであり、また、営業時間等の短縮に関する協定の締結が難しい場合には、照明のエネルギーの効率化などの温暖化防止の取組の協定の締結なども選択肢として予定されているものであり、直ちに独占禁止法上及び競争政策上問題となるものではない。

(4) しかしながら、本協定の締結を契機として、深夜営業を行う店舗数を制限し、競争を回避することを目的として、事業者間又は事業者団体の営業時間に関する調整が行われることとなれば、独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第3条）。

3 結論

本協定は、地球温暖化対策の見地から、県が個別事業者ごとに合意の得られた相手方と個々に締結されるものであり、直ちに独占禁止法上及び競争政策上問題となるものではない。ただし、本施策が契機となって事業者又は事業者団体が独占禁止法に抵触する行為を行う場合には、たとえそれが本協定により誘発されたものであっても、独占禁止法違反に問われることとなるため、こうしたことが起きないように十分に留意しながら条例の運用に努めることが必要である。

〔環境 2〕

〔公共調達の方法〕

12 市が市営住宅建設に使用する木材を特定の森林認証を受けた事業者の供給するものに限定する行為について

市が、今後市営住宅を建設するのに使用する木材を特定の森林認証を受けた木材に限定することは、当該木材の調達容易であり、競争に与える影響は軽微であることから、独占禁止法上及び競争政策上直ちに問題となることはないが、同等の森林認証規格が複数ある中、使用木材を他の森林認証を受けた森林で生産された木材にも広げることが望ましい。

1 相談の要旨

(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）において、地方公共団体は、調達に当たり、環境物品、つまり環境への負荷の軽減に役立つ物品等の調達の推進を図るために毎年度ガイドラインを作成することとされている。

当該規定を受けてP市でもガイドラインを策定しているところ、その中で、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るため、P市は、木材の調達に当たって、森林認証制度（環境保護に配慮して森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度）の認証を受けた森林で生産された木材（以下「認証材」という。）を優先した調達を行うと定めている。

(2) そこでP市では、市営住宅の建設工事を入札で発注する際、入札仕様書に、「木材はX認証材を使用することとする」旨記載し、落札した建設業者にX認証材を調達する義務を負わせることとしたいが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

なお、森林認証機関は複数存在し、X認証材はそのうちのひとつであるX機関³による認証を受けた森林で生産された木材のことである。またいくつかある森林認証規格の中で、X認証材の使用を義務付けるのは、P市近隣にはX認証を受けた森林しか存在しないためである。

2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

(1) 本施策は、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るため、市営住宅建設のために使用する木材を、特定の森林認証を受けた木材に限定するものである。

(2) 一般に、市町村等の行政機関が、法令にのっとり、どのように入札を行うかは各行政機関の判断にゆだねられている。しかし、入札に関する条件等を過剰に課すこととなれば、入札参加者が一部の事業者に限定され、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の競争入札によって期待される効果が得られないこととなる。

(3) 本件においては、X認証を受けている森林は、国内外に広く存在しているところ、当該市営住宅における使用木材がX認証材に限定されたとしても、木材を供給する事業者は、比較的容易にX認証材を調達できる。したがって、P市の市営住宅の使用木材をX認証材に限定することによって、P市が発注する市営住宅の建設工事における入札参加者が限定されることはなく、また、当該市営住宅建設に係る木材供給市場から木材を供給する事業者が排除される可能性は低いものと考えら

³ X機関は、世界各地の環境団体、木材取引企業、先住民団体及び地域林業組合等のグループにより構成される非営利の国際的な会員制民間組織である。

れる。

- (4) 森林認証は、国際規格ではあるものの、あくまでも民間の規格であって、競合する森林認証の規格が複数存在している。P市が使用木材をX認証材に限定している理由として、P市近隣の森林に対して森林認証を行った機関がX機関のみであることをあげているが、木材は県境や国境を超えて流通するのが一般的であり、市営住宅を建設する事業者がP市内以外の地域から木材を調達することも考えられる。さらに、P市の環境物品調達ガイドラインの趣旨に照らしても、X認証材以外の同種の森林認証規格に基づく認証材の使用を認めない理由は示されていない。

したがって、市営住宅の使用木材として、X認証材だけでなく、これと同等の森林認証規格に基づく認証材に対象を広げることが望ましいものと考えられる。

3 結論

市営住宅建設に当たって、使用木材を特定の認証材に限定することは、木材を供給する事業者にとって当該認証材の調達容易であり、競争に与える影響は軽微であると考えられるため、直ちに競争政策上問題となるものではない。

しかし、同等の森林認証規格が複数ある中、使用木材をX認証材に限定する必要性については示されておらず、X認証と同等の森林認証を受けた森林で生産された木材にもその対象を広げることによって入札に参加し得る事業者を拡大することになるので、競争政策上望ましい。

〔環境3〕

〔公共調達の方法〕

13 県が発注する工事について使用する資材を限定する行為について

県が発注する特定の工事に使用する資材を、県が認定するリサイクル品のみ限定することは、その対象は特定の工事に限られ、県のリサイクル認定製品の入手が容易であり、競争に与える影響は軽微であることから、競争政策上問題ない。

1 相談の要旨

(1) Q県では、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、再生アスファルトや再生コンクリートといった品目について、県内から発生する廃棄物等を原材料としたリサイクル製品を県が認定する制度を創設しており、県が実施する事業において認定を受けた製品を優先的に使用するよう努めている。

なお、当該リサイクル製品の認定要件は、県内の事業場で製造・加工され、又は県内に主たる事業所を有する者により製造・加工されることとなっている。

(2) Q県では、特定の工事について、入札の参加要件として、県が認定したリサイクル製品の使用を設けたいと考えているが、この場合、特定のリサイクル製品のみ限定されることになるが、競争政策上問題はないか。

なお、Q県が認定するリサイクル製品を取り扱う事業者は複数存在し、県が発注する特定工事に参加する事業者は、当該リサイクル製品を容易に入手ができる状況にある。

2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

(1) 本施策は、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、リサイクル産業の育成等を行うため、特定工事に使用する資材を県が認定するリサイクル品に限定するものである。

(2) 一般に、市町村等の行政機関が、法令にのっとり、どのように入札を行うかは各行政機関の判断にゆだねられている。しかし、入札に関する条件等を過剰に課すこととなれば、入札参加者が一部の事業者限定され、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の競争入札によって期待される効果が得られないこととなる。

(3) 本件においては、特定の工事に限って県が認定するリサイクル製品の使用を義務づけるものであり、かつ、入札参加事業者が当該リサイクル認定製品を入手することは容易であることから、本施策により、Q県発注の工事から一部の事業者が排除される可能性は低いものと考えられる。

(4) なお、そもそも県によるリサイクル製品の認定制度自体についても、例えば、認定基準が、その目的に照らして不当に、特定のリサイクル製品製造・加工業者に著しく有利又は著しく不利である等の場合には、リサイクル製品製造・加工業者間の競争に悪影響を与えることになることから、こうしたことが起きないように留意する必要である。

3 結論

特定工事の入札に当たって、使用製品を県が認定するリサイクル製品に限定することは、その対象工事が限られており、かつ、県のリサイクル認定製品の入手が容易であることから、競争に与える影響は軽微であり、競争政策上問題となるものではない。

なお、そもそも県によるリサイクル製品の認定制度自体についても、例えば、認定基準が、その目的に照らして不当に、特定のリサイクル製品製造・加工業者に著しく有利又は著しく不利である等の場合には、リサイクル製品製造・加工業者間の競争に悪影響を与えることになることから、こうしたことが起きないように留意する必要である。

(参考) 行政指導ガイドラインについて

公正取引委員会は、行政指導に関する独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにするため、平成6年6月30日、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(行政指導ガイドライン)を作成・公表している。行政機関が、施策の企画・立案・実施に当たって、独占禁止法上又は競争政策上の問題の有無を検討するに当たっては、相談事例集に掲載されている各個別事例のほか、行政指導ガイドラインを参照することが有益である。

1 ガイドライン作成の趣旨及び経緯

公正取引委員会は、従来から、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導について、他の行政機関と調整を図り、問題点の指摘及び改善の要望をしてきているところであるが、

- ・ 公正かつ自由な競争の維持・促進を図ることが一層重要となり、このような観点からも規制緩和が積極的に進められている
- ・ 行政運営の公正の確保と透明性の確保を図るため、行政指導に関し行政手続法により手続き上の一定のルールが定められた

等の状況にかんがみ、これまでの他の行政機関との調整事例や独占禁止法違反被疑事件の審査過程等で認められた事例を踏まえ、行政指導に関する独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにするため、このガイドラインを作成・公表したものである。

2 行政指導ガイドラインの概要

行政指導ガイドラインは、「はじめに」、「1 行政指導と独占禁止法との関係についての基本的な考え方」、「2 行政指導の諸類型と独占禁止法」及び「3 許認可等に伴う行政指導についての独占禁止法上の考え方」から構成されており、その概要は次のとおりである。

(1) 「はじめに」

ここでは、行政機関が多様な目的のために行っている行政指導のうち、事業者の参入、退出、商品又は役務の価格、数量、設備等に直接・間接に影響を及ぼすようなものは、その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえあることに十分留意する必要がある旨指摘している。

(2) 「1 行政指導と独占禁止法との関係についての基本的な考え方」

ここでは、行政指導を法令に具体的な規定がある行政指導と法令に具体的な規定がない行政指導に分け、それぞれについて、独占禁止法との関係についての基本的な考え方を示すとともに、行政指導によって誘発された行為であっても独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には、当該行為に対する同法の適用は妨げられないことを指摘している。

(3) 「行政指導の諸類型と独占禁止法」

ここでは、行政指導の類型を、①参入・退出に関する行政指導、②価格に関する行政指導、③数量・設備に関する行政指導、④営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導に分け、行政機関は、法令に具体的な規定がない行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある旨指導するとともに、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導の具体例を挙げている。

(具体例)

○ 参入・退出に関する行政指導

- ・ 参入に当たり、当該事業分野の既存事業者若しくは事業者団体の同意を得ることを求め、又は参入の条件についてこれらのものと調整するよう指導すること。
- ・ 参入に当たり、既存事業者との利害調整の観点から、当該事業分野の事業者団体に加入するよう指導すること。
- ・ 事業活動を遂行するために必要な公的機関からの融資等の手続に、需給調整、事業者間の利害調整等の観点から、当該事業分野の事業者団体に関与させること。

○ 価格に関する行政指導

- ・ 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。
- ・ 価格が低下している状況等において、安値販売、安値受注又は価格の引下げの自粛を指導すること。
- ・ 構成事業者の個々の取引における価格等通常各事業者の営業上の秘密とされている事項について事業者団体を通じて報告を求めること。
- ・ 製造業者若しくは流通業者又はそれらの団体に対して、小売価格等その取引の相手方の販売価格を安定させるよう指導すること。
- ・ 個々の事業者が自主的判断で決めることとされている価格について事前届出制が採られている場合に、目安となる具体的な数字を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体に調整をさせたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由して届出をさせること。

○ 数量・設備に関する行政指導

- ・ 生産・販売数量，輸入・輸出数量，減産率（幅），原材料の購入数量等について目安となる具体的な数字を示して指導すること。
- ・ 短期の需給見通し等具体的な目安を示して生産・販売数量，輸入・輸出数量，設備の新增設等に関する事業計画を提出させること。
- ・ 構成事業者の個々の取引における数量等通常各事業者の営業上の秘密とされている事項について事業者団体を通じて報告を求めること。
- ・ 短期の需給見通しの作成に当たって、事業者間又は事業者団体において、供給計画に関する意見交換等を行わせること。
- ・ 設備投資又は設備廃棄の時期又は規模に関し輪番制等の具体的な目安を示して指導すること。
- ・ 個々の事業者が自主的判断で決定することとされている生産・販売数量，輸入・輸出数量，設備の新增設等について事前届出制が採られている場合に、具体的な目安を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体に調整をさせたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由して届出をさせること。

- 営業方法，品質・規格，広告・表示等に関する行政指導を受けて事業者が共同して，又は事業者団体が決定した基準等が，需要者の利益を不当に害し，又は構成事業者等にその遵守を強制するものとなる場合。

(4) 「3 許認可等に伴う行政指導についての独占禁止法上の考え方」

行政機関は、法令に規定された要件を超えた許認可等の運用により、事業者の自由な事業活動

が制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある旨指摘するとともに、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導の具体例を挙げている。